

支援物資を配布しています

令和2年7月
豪雨から3カ月

が過ぎました。
街並みに日常が
戻ったように見
える一方で、今
だ日常を取り戻
せないまま過ご
しておられる
方が多くいら
っしゃいます。

特に大牟田市では、在宅避難者の方も多く、
キッチンや家電が使えない方、ご自宅が工事
待ちの方、みなし仮設とご自宅を何度も往復
しながら生活されておられる方など大変多い
です。

現在、災害支援団体やフードバンクの協力を
得ながら、有明キリスト教会にて、豪雨に
より被災された方を対象に支援物資をお配り
しています。支援物資は、水、お茶、パンの
缶詰、日用品などです。10月中旬からは少量
ですが冬物衣料も配布いたします。必要な方
は、遠慮なく是非取りにいらしてください。

NPO法人九州キリスト災害支援センター
場所・問合せ：有明キリスト教会
大牟田市南船津町2丁目2-5
でんわ
電話：54-4185



【物資配布の様子】

これまでの活動報告

7月

大牟田・荒尾地域振興推進協議会・幹事会

8月

7月豪雨・みなと校区説明会（文化会館）
なりわい再建補助金等説明会（文化会館）
まちづくり市民会議・企画委員会（商工会議所）
全員協議会（議場・7月豪雨）

緑のまちづくり審議会傍聴（北別館）
大牟田・荒尾地域振興推進協議会・幹事会・総会

9月

床下浸水の対応方法講習会（えるる）

9月議会（代表質問）／決算特別委員会
自治労福岡障労連学習会（天神・自治労会館）
市庁舎シンポジウム（文化会館）

お困りごとなどお気軽にご相談ください

市政に対するご意見、ご質問、ご相談などお気軽
に連絡ください。

すべてが解決するわけではありませんが、行政
や相談機関と連携しながら、対応していきます。

でんわ：090-2517-4005

ファックス：0944-85-0028

LINE-ID furusho_net

E-mail: furusho_net@hotmail.com



【後援会入会のご案内】

本会は古庄和秀の活動を支援し、誰もが安心
して暮らせる大牟田市になるように取り組ん
でいます。ご賛同頂く方は入会下さい

年会費 1000円

連絡先：090-2517-4005

FAX：0944-85-0028

メール：furusho_net@hotmail.com

入会頂かなくてもニュースはお届けします。

【第2部：ご投稿と水害支援策特集】

「発達支援事業所 ひらそるの芽」をオープンして

2020年4月より昔からの願いでもあつた、療育施設を開所した。開所して約半年、地域が抱える問題、療育施設の少なさ、親の相談する場所のなさなど、多くの事を感じ取る事となつた。

自分自身は元々福祉施設で働いていたこともあり、多くの制度を知っていた。未就学児が使える制度も多くあるが、大牟田の中でそのような制度が使える場所は多くない。

幸いに2020年4月という同時期に新しい事業所が1カ所、定員を増やした事業所が1カ所と大牟田の中でも療育の出来る施設が増えてきている。もちろん「発達支援事業所 ひらそるの芽」も競合先が増え、療育の質が問われるが、特性のある子供を持つ親にとっては非常に良い変化だと思える。

自分自身も当事者の親として、子供が未就学児だった時にこのような施設があればと考えることがある。

このように療育施設が増えてきている一方で、まだまだ足りないものも多い。一つ目が特性のある子どもを早期発見する仕組みだ。特性のある子供は早くから療育することで、その特性が目立たなくなりやすいという研究結果が出ている。実際に「発達支援事業所 ひらそるの芽」に通われている子供の親も良い意味で「子供変わってきている」という言葉を言ってくださっている。しかし、大牟田は療育が進んでいるといわれる地域に比べ明らかに児童発達支援を利用している子供が少ない。

大牟田市では保健師、児童家庭課の職員、福祉課の職員、巡回員など多くの方がそのよう

な子供や親、保育所等からの相談に尽力されている。しかし、構造的な問題なのか大牟田からの相談は非常に少ない。大牟田の困っている親や支援者の方々の力に少しでもなれるよう、少しずつでも活動していきたい。

また、当事業所ですぐに出来るわけではないが、小学校に上がった子供に対する療育の場所が非常に少ないことも感じられた。

このような一つ一つの事を、他の機関、事業所等と力を合わせてクリアしていくことが発達障がいや特性のある子供、大人にとって、大牟田が過ごしやすい地域になっていくことに繋がるのだと感じる。

事業所：発達支援事業所 ひらそるの芽

代表：叶 真史
住所：〒836-0012 大牟田市明治町2丁目4
TEL：0944-85-7272 FAX：0944-85-7280

E-mail: girasolomuta@outlook.jp

利用時間：9：00～15：00

営業時間：8：30～17：00

休業日：土日祝日・お盆・正月

事業：児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業
送迎：7月より開始（大牟田市・荒尾市・高田町）

児童発達支援事業とは、お子さんの日常生活で気になる部分にフォーカスし、改善していく為のサポートを行うこと



保育所等訪問支援事業とは、保育園・幼稚園・小学校など、お子さんが普段通っている施設にスタッフが訪問して、集団生活に馴染めるようにサポートすること

被災された皆様への支援制度

広報おおむた(10月1日号)には支援制度が載せられていますが、一部わかりにくい部分もありますので、まとめてみました。

ここにない情報もありますので、直接、古庄までお問い合わせください。

携帯：090-2517-4005

メール：furusho_net@hotmail.com

LINE-ID: furusho_net

■支援制度全般の案内 市民生活課

電話：41-2601 FAX：41-2621

時間：午前8時30分～午後5時15分

■「り災証明・被災証明」の申請窓口

・一般住宅等：福祉課障 害福祉担当

TEL41-2663 FAX41-2664

・店舗等：産 業 振 興 課

TEL41-2762 FAX41-2751

・農林水産施設等：農林水産課

TEL41-2754 FAX:41-2756

■見舞金など

※見舞金などの問合せ：福祉課障 害福祉担当

TEL41-2663 FAX41-2664

●災害見舞金

床上浸水以上の被害があった世帯には災害見舞金が、死亡者、行方不明者の遺族には弔慰金が支給されます。

●くらし支援金（大牟田市独自）

災害見舞金が支給される世帯 1世帯10万円

●生活移動手段支援金（大牟田市独自）

被災した自家用車が使用できなくなった世帯に5万円支給（1世帯1回のみ）

●災害援護資金の貸付

世帯主の負傷や住居の大きな被害があった世帯に上限350万円の範囲で貸し付け

■税金や国民健康保険、国民年金、介護保険など

の減免・猶予については7月号をご覧ください。

■住宅支援など

●一時的に市営住宅、民間借家等にお住まいの方へ

市が被災者へ一時提供している市営、県営

住宅、民間借家の入居期間は、原則6カ月以内

で最大1年以内としていますが、新たな住まいの

決定や自宅の建替え・修理に時間がかかる場合、

延長もできますので、ご相談ください。

建築住宅課 電話41-2787 FAX41-2795

●被災住宅の応急修理

・対象：大規模半壊、半壊、準半壊

・工事：居室、トイレ、台所など

・限度額等は、以下までお問い合わせください。

建築住宅課 電話41-2787 FAX41-2795

●被災者生活再建支援金

居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著し

い被害を受けた世帯に対し支給する支援金

障害福祉担当 TEL41-2663 FAX41-2664

●福岡県被災者住宅再建支援事業補助金

県内で住宅を再建するために金融機関等から

融資を受けた場合、その利子の一部を助成

障害福祉担当 TEL41-2663 FAX41-2664

■その他

●家屋の消毒

浸水家屋の床下や家屋周りに消毒液を散布。

保健衛生課 TEL41-2615 FAX41-2675

●就学援助

公立小中学校の必要な給食費や学用品費等援助

学務課 TEL41-2866 FAX41-2862

●災害ごみは健老町のRDFセンターへ

受入時間 9時～12時、13時～16時

環境業務課 TEL41-2723 FAX41-2733

■災害義援金の第1次配分について

人的被害、住家被害の程度に応じて、災害義

援金が配分されます。

住家被害の対象になるもの

持ち家、借家（水害で引っ越した家も含む）

住家被害の対象にならないもの

倉庫、車庫、アパートなどの大家さん

※床下浸水世帯も、「準半壊に至らない（一部

損壊）」以上の区分であれば、義援金が8万円

支給されます。

※被災後に世帯主が亡くなられた場合、遺族の

方に対し義援金をお渡しできます。

財政課 電話：41-2507 FAX：41-2552

■床下浸水のご家庭も申請してみてください

床下浸水の場合は何の支援もないとして写

真も撮られてない方もいらっしゃるが、市

で豪雨の数日後に被災状況調査をされている

地域もありますので、まずは、住所を伝えて、

対象になる可能性があるか確認し、可能性があ

れば申請されることをお勧めします。申請書は

ホームページからダウンロードできます。

障害福祉担当 TEL41-2663 FAX41-2664

■災害後のこころのケア（広報10/15裏表紙）

●こころの健康相談

精神科の専門医が相談に応じます。

▶第3水曜日（13:30～14:30）

▶保健センター1階

▶申込 南筑後保健福祉環境事務所健康増進課

電話：72-2176 メールはホームページ

●こころのリフレッシュ相談

臨床心理士が相談に応じます。

▶第1・3火曜日（13:00～15:00）

▶保健センター1階

▶申込 大牟田市福祉課総合相談担当

電話：41-2672 ファックス：41-2662

地域支え合いセンターができます

目的 生活支援相談員による被災者の見守り・巡回

訪問などを通じて支援ニーズの把握・掘り起しを

行い、個別の状態・支援ニーズに応じて各種支援機関

や専門職等と連携し、被災者の生活再建を総合的に

支援するため

活動指針

○戸別訪問などで埋もれているニーズを見逃さない

○相談支援を通じ、被災者の不安な心に寄り添う

○生活を再建するまで伴走し、一人にさせない

○見通しが立つよう再建までの道のりを共に考える

具体的な活動

・市内全域の在宅被災世帯（約3000世帯を想定）を

戸別訪問し、家屋・世帯員の状況等を把握する

（罹災証明申請状況等含む）

・自力で再建できるか、支援が必要かを分類する

・支援が必要な世帯はどのような支援が必要なのか、

関係機関と役割分担し、解決に向け伴走する

・被災世帯が通常の生活を取り戻していくのに合わ

せ、通常の福祉施策等による支援に移行する

・全ての支援世帯が生活を再建し通常の暮らしに復

帰することを最終目標とする

運営形態 大牟田市社会福祉協議会に委託

設置場所 総合福祉センター（瓦町9-3）

設置期間 被災者の再建支援が終わるまで

問合せ先 センターのTel/Fax番号が決まるまでは、

以下の代表電話/FAXにご連絡ください。

Tel： 0944-57-2519 Fax： 0944-57-2528

●ここにまとめた制度はごく一部分です。

被災されお困りのことがありましたらご連絡くだ

さい。（090-2517-4005）

すべてが解決するとは限りませんが、支援制度を

探してみます。

コロナウイルス感染症支援策もいくつかあります

ので、ご相談ください。（家賃支援策は、振込みまで

3か月程度かかることもあります。）